

教育委員会の取組

- ・研修会、担当者会、フォーラム等の中で、いじめのない学校づくりを推進
- ・いじめに関する調査と状況把握
- ・保護者、教員からの相談窓口を設置し、相談を受けて対応
- ・必要に応じてメッセージ等を発信

関係機関

指導室

- ・学校からの報告、家庭からの相談を受け、学校と家庭の調整。
- ・必要に応じて指導主事を派遣
- ・当外交の指導体制、事案の経過確認及び指導助言。関係機関と連絡調整
- ・状況によって出席停止の措置検討。

青少年相談室

- ・相談員によるカウンセリング
- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援
- ・心理診断等

警察

- ・学校と警察との連携制度活用
- ・事件相談
- ・被害届の受理と対応
- ・少年相談・保護センターでの相談・指導

児童相談所・家庭こども相談室

- ・家庭、本人の相談、支援

医療機関

- ・医療ケアの実施とアドバイス
- ・心理診断やカウンセリング

状況により関係機関によるスクールサポートチームを編成し、学校に派遣する。

学 校

日常的な取組

- ・いじめを許さない集団づくり
- ・心のアンテナを高くし丁寧な観察
- ・面談やアンケートの実施
- ・学校・家庭・地域の連携推進

いじめの気づき・発見・訴え

いじめ防止委員会による迅速な対応

校長・教頭・担任・学年総括・学年生担任
生徒指導主事（林）・養護教諭
教育相談CD（田中）

校長
（田中）
・
教頭
（蜂須賀）

正確な事実確認

子どもからの聞き取り
家庭・地域との連携

全職員への報告

正確な情報と現状認識
の共有化

ケースにより、取材対応の窓口の一本化について校内で確認、指導室とも連絡をとる

↓

- ・加害生徒への指導
- ・加害生徒・保護者への謝罪の場を設定

↓

- ・被害を受けた生徒の心のケアに留意
- ・いじめを繰り返さないための配慮や見守り
- ・加害生徒の新しいスラーとを支援
- ・継続した丁寧な指導



報告

連携

